## エーザイ豊友会 関西支部会則

(名称)

第1条 本会は、エーザイ豊友会 関西支部(以下「本会」という)と称する

(目的)

- 第2条 本会は、次の目的をもち互いの発展を期する
  - (1) エーザイ豊友会 関西支部会員(以下「会員」という)の親睦と相互扶助
  - (2) エーザイ株式会社と密接な関係をもち、その社員との親睦をはかる

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ豊友会会員本人が入会を希望した者とする

(入会)

第4条 本会に入会する者は所定の手続きを経て、連絡費として、支部入会金を納める

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く

現支部長の推薦を受け理事会で承認された者 (1) 支部長 1名

(2)副支部長 若干名 支部長から推薦され、理事会で承認された者

若干名 豊友会関西支部理事の推薦を受け、理事会で承認された者 (3) 理事

(4) 監事 1名 本条(3)項に準ずる

(5) 事務局長 1名 支部長が推薦し理事会にて承認された者

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次の通りとする

- (1) 支部長は本会を代表する
- (2) 副支部長は支部長を補佐する
- (3) 理事は理事会の構成員として、会運営に必要な事項決定協議に参画する
- (4) 監事は本会の運営状況を監査し、問題あるときは、その都度理事会の招集を要求する ことが出来る
- (5) 事務局長は支部長の指示を受け理事会を招集し、本会をまとめる

(役員の任期)

第7条 役員の任期は4月1日より2年とし、再任はさまたげない。欠員が生じた時は、速やか に後任の選出を行う

(会議)

- 第8条 本会は次の会議をもつ
  - (1) 三役会 理事会の議題を事前に検討する
  - 会運営に必要な事項を決定する。必要に応じ開催する (2) 理事会
  - (3) 総会 年1回
    - (総会内容) ① 前年度決算・本年度予算案
      - ② 役員の変更・同好会活動状況報告
      - ③ その他

(事業)

- 第9条 第2条の目的を達成するために、次の事業を行う
  - (1) 会員親睦会
  - (2) 会員名簿の作成
  - (3) 同好趣味の会等の開催
  - (4) その他、理事会で決定した事業

(運営)

- 第10条 本会の運営は、入会金、豊友会交付金、臨時会費をもってこれにあてる。なお、運営 に関する費用の改訂は理事会で決定する。
  - (1) 支部入会金
  - (2) 豊友会交付金
  - (3) 臨時会費:会員親睦会など開催時、必要額を出席者から徴収

(退会)

第11条 次の場合は退会とする

会員の死去ならびに会員の退会希望の申し出によるものとする

## (事務局の設置)

第12条 事務局は、次に置く

\(\pi \) 5 3 1 - 6 0 3 2

大阪市北区大淀中1丁目1番88号3200 梅田スカイビルタワーイースト32階 エーザイ株式会社 大阪コミュニケーションオフィス内

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする

(会則の改定)

第14条 本会則の改訂は理事会の決定による

(実施)

第15条 平成7年10月1日より仮実施し、平成8年4月1日以降を本実施とする

以上

## 会則改訂

平成10年4月1日 改訂

- 第7条 :10月1日を4月1日に改訂
- 第8条(2)項:11月を4or5月に改訂
- ・ 第13条:毎年10月1日から翌年の9月30日を毎年4月1日から翌年の3月31日に改訂 平成12月4月1日 改訂
  - ・ 第12条:事務局所在の名称変更 エーザイ(株)大阪支店をエーザイ(株)関西サポートセンターに改訂

平成13年4月1日 改訂

第4条:「連絡費として」を挿入

平成15年4月1日 改訂

- 第3条・第4条(2)項:削除
- 第12条:事務局所在の名称変更

エーザイ (株) 関西サポートーセンターをエーザイ (株) 関西北陸サポートセンターに改訂 平成18年4月1日改訂

・ 第12条:事務局所在の名称変更、担当者名削除 エーザイ(株)関西北陸サポートセンター内をエーザイ(株)医薬事業部 西日本サポート センター内に改訂。

平成20年8月27日改訂

- 第1条(1)項:削除
- 第8条(2)項:(総会内容)の①、②、③の追加

平成23年12月8日改訂

・ 第12条:事務局所在の住所表示修整と名称変更 エーザイ(株)医薬事業部 西日本サポートセンター内をエーザイ(株)大阪コミュニケーションオフィス内に改訂

平成26年9月16日改訂

第12条:事務局所在の住所表示修整

平成30年3月2日改訂

第10条:(運営費)を(運営)に改訂

平成31年3月1日改訂

- 第8条:(1) に三役会 理事会の議題を事前に検討するを追加 以降を(2)(3)
  (2) 理事会 会運営に必要な事項を決定する。必要に応じ開催する
- ・ 第9条: (事業) (2) 項の・発行を削除 (3) 項の会報の発行を削除 以降を(3)(4)(5)
- ・第10条:(運営)・・・なお、運営費を・・・なお、運営に関する費用に改訂
- ・第12条:(事務局の設置) TEL、FAXを削除

令和6年4月18日改訂

・第9条:(事業)(4)項を削除し(5)項を(4)に変更

細則の第9条 (5) イ. 会員が死亡したときは、支部より香典(1万円)を供する。 を削除に伴う改訂 以上